

(貨物流通事業者の氏名の変更の届出等の一本化した提出の手続を定める省令の一部改正)

第十一条 貨物流通事業者の氏名の変更の届出等の一本化した提出の手続を定める省令(平成七年運輸省令第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中、「貨物運送取扱事業者」を、「貨物利用運送事業者」に改める。

第二条第一項第六号中、「貨物運送取扱事業法施行規則」を、「貨物利用運送事業法施行規則」に、第五十七条第一項第三号を、「第四十九条第一項第四号」に、「利用運送事業者等」を、「貨物利用運送事業者」に改め、同項第七号中、「貨物運送取扱事業法施行規則第五十七条第一項第四号」を、「貨物利用運送事業法施行規則第四十九条第一項第五号」に、「利用運送事業者等」を、「貨物利用運送事業者」に改める。

第一号様式中、「新潟」を「北陸信越」に、「新潟県新潟市東区」を「新潟県新潟市中央区」に、「新潟県新潟市中央区」を「新潟県新潟市中央区」に改める。
(中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第四条第四項第四号及び第五号の特定事業に関する省令の一部改正)

第十二条 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第四条第四項第四号及び第五号の特定事業に関する省令(平成十年運輸省令第五十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中、「第一種利用運送事業者」を、「第一種貨物利用運送事業者」に、「貨物運送取扱事業法」を、「貨物利用運送事業法」に、「第二条第八項」を、「第二条第七項」に、「第一種利用運送事業」を、「第一種貨物利用運送事業」に、「許可」を「登録」に改める。

(地方運輸局組織規則の一部改正)

第十三条 地方運輸局組織規則(平成十三年国土交通省令第二十三号)の一部を次のように改正する。
本則中、「貨物運送取扱事業」を、「貨物利用運送事業」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、鉄道事業法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十五年四月一日)から施行する。

(貨物自動車運送事業法施行規則の一部改正)

第二条 貨物自動車運送事業法施行規則(平成二年運輸省令第二十一号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第二項中、「貨物運送取扱事業法施行規則」を、「貨物利用運送事業法施行規則」に、第五条第一項第八号、第九号又は第十号を、「第十九条第一項第四号、第五号又は第六号」に改める。
○国土交通省令第十二号

鉄道事業法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第七十七号)附則第四条第三項及び第六条第三項の規定に基づき、鉄道事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める省令を次のように定める。

平成十五年二月十四日

国土交通大臣 林 寛子

鉄道事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める省令

(事業計画又は集配事業計画の追加記載)

第一条 国土交通大臣は、鉄道事業法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)附則第四条第三項又は第六条第三項の規定により届出書の提出を求めるときは、改正法附則第四条第一項の規定により改正法による改正後の貨物利用運送事業法(以下「新法」という。)第二十條の許可を受けたものとみなされる者及び改正法附則第六条第一項の規定により新法第四十五条第一項の許可を受けたものとみなされる者に対し、事業計画又は集配事業計画に追加して記載されるべき事項及び届出書の提出の期限を通知するものとする。

2 前項の通知を受けた者は、同項の提出の期限までに次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 追加して記載すべき事項

(書類の提出)

第二条 改正法附則第四条第三項の規定により国土交通大臣に提出すべき届出書であつて、船舶運航事業者の行う本邦内の各地間における貨物の運送に係るものは、それぞれ当該事業の関する土地を管轄する地方運輸局長(神戸運輸監理部長を含み、当該事業が二以上の地方運輸局長の管轄区域にわたるとき(近畿運輸局長の管轄区域にあつては、神戸運輸監理部長の管轄区域を除く。))は、それぞれ当該事業の主として関する土地を管轄する地方運輸局長、以下「所轄地方運輸局長」という。)を経由して提出しなければならない。

2 改正法附則第四条第三項の規定により国土交通大臣に提出すべき届出書であつて、船舶運航事業者の行う国際貨物運送に係るものは、所轄地方運輸局長を経由して提出することができる。

附 則

この省令は、改正法の施行の日(平成十五年四月一日)から施行する。

○国土交通省令第十三号

統計法(昭和二十二年法律第十八号)第三条第二項及び建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第十五条第五項の規定に基づき、建築動態統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十五年二月十四日

国土交通大臣 林 寛子

建築動態統計調査規則の一部を改正する省令

建築動態統計調査規則(昭和二十五年建設省令第四十四号)の一部を次のように改正する。
第十七条中、「第十五条第二項」を、「第十五条第三項」に改める。

第十八条第二項中、「第十五条第二項」を、「第十五条第三項」に改める。